疾病保障付住宅ローンにおける「奥さま保障特約」の取扱開始について

株式会社 みなと銀行(頭取 尾野 俊二)では、現在取扱中の疾病保障付住宅ローン「3大疾病+5つの重度慢性疾患保障プラン」、「ガン保障プラン」に、新たに「悪性新生物診断給付金特約(配偶者・女性用)」(奥さま保障特約)を追加し、平成26年5月9日(金)より取扱いを開始致しました。

今回、取扱いを開始する「奥さま保障特約」は、住宅ローンご契約者(男性)の配偶者が女性特有のガンに罹患した場合、診断給付金100万円を一時金としてお支払いするものです。

住宅ローンのご契約者だけでなく、日常生活を支える配偶者(女性)の皆さまにも保障範囲を拡大することで、当行が住宅ローンをご利用されるお客さまに、さらなる安心を提供いたします。

みなと銀行は、今後も地域の皆さまへの金融・情報サービスの提供を通じて、地域経済の活性化に 貢献してまいります。

■取扱い開始日 : 平成26年5月9日(金)

■「悪性新生物診断給付金特約(配偶者・女性用)」(奥さま保障特約)の概要

対象となる方	「ガン保障プラン」または「3大疾病+5つの重度慢性疾患保障プラ
	ン」にご加入される住宅ローン債務者(男性)と法律上の婚姻関係にあ
	る女性配偶者で、お借入時に満20歳以上50歳以下の方。
保障の内容	女性配偶者が保障開始日以降に生まれて初めて女性特有の悪性新生物
	(ガン) に罹患し、医師により診断確定された場合、「ガン診断給付
	金」として100万円が一時金として支払われます。
	※女性特有のガン:乳ガン、子宮ガン、卵巣ガン等
	※ローン期間中に1回のみ。
保障開始日	住宅ローンのご融資日から3か月を経過した日の翌日
診断給付金受取人	配偶者特約の被保険者である女性配偶者
引受保険会社	カーディフ損害保険会社

※配偶者特約を追加いただけない場合や、診断給付金をお受け取りいただけない場合もございます。 対象となる女性特有のガンの定義を含め、保障の詳細については、当行の店頭にご用意しています「被保険者のしおり(契約概要・注意喚起情報)」等をご参照ください。

以上

本資料に関するお問い合わせ先 企画部 広報室 藤井 TEL 078-333-3247